

令和 7 年度 家畜体内受精卵移植に関する講習会 開催要領

1 目的

酪農および肉用牛の経営安定と生産性向上を図るため、家畜改良増殖法(昭和 25 年法律第 209 号)第 16 条第 2 項の規定に基づき、家畜の受精卵移植に関する技術者を養成する講習会を開催し、本技術の普及定着を推進する。

2 開催期間

令和 7 年 11 月 10 日（月）から令和 7 年 12 月 09 日（火）まで
（土曜日、日曜日および祝日を除く。）午前 9 時から午後 5 時まで

3 開催場所

滋賀県畜産技術振興センター
〒529-1651 滋賀県蒲生郡日野町山本 695
電話番号 0748-52-1221

4 対象家畜

牛

5 講習科目および受講時間数

区 分	科 目	時間数
学 科 (専門科目)	体内受精卵移植概論	8 時間
	受精卵の生理および形態	16 時間
	体内受精卵の処理及び保存	16 時間
	受精卵の移植	8 時間
実 習	体内受精卵の処理及び保存	50 時間
	受精卵の移植	26 時間
合 計		124 時間

※修業試験を別途実施する。

6 受講資格

次のいずれも満たす者とする。

- (1) 牛の家畜人工授精師免許を既に取得している者
- (2) 家畜改良増殖法第 17 条の規定に該当しない者であって、受講が適当であると認められる者

7 受講定員

5 名程度

なお、申込者数が受講定員を上回った場合は、次の（１）から（３）の順に優先順位を設定する。同じ順位のうちで受講定員に達した場合は、同順位の申込者での抽選により受講者を決定する。

- （１） 県内の畜産農家において牛の飼養業務に携わる者、もしくは県内畜産関係機関・団体において、牛の人工授精業務に携わる予定のある者
- （２） 県内に住所地がある者
- （３） （１）から（２）に該当しない者

8 受講手続

講習会を受講しようとする者は、受講申込書（別記様式第１号）に写真（申込前６か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽のもの。）を添えて、滋賀県農政水産部畜産課に提出すること。

なお、家畜改良増殖法施行規則（昭和２５年農林省令第９６号）（以下、「省令」という。）第２４条の２第１項あるいは第２項の規定に基づき、講習会の受講および修業試験の免除を受けようとする者は、講習会の受講および修業試験の免除に係る申請書（別記様式第２号）を提出すること。

9 提出先

（１）持参あるいは郵送の場合

滋賀県農政水産部畜産課 生産衛生・耕畜連携係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目１番１号
電話番号 077-528-3853

（２）しがネット受付サービス（電子申請）の場合

下記の URL から申し込む

[https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/
apply-procedure-alias/kachiku-et-koushukai](https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/kachiku-et-koushukai)



10 受講申込書の受付期間

（１）持参あるいは郵送の場合

令和７年９月２６日（金）まで

（土曜日および日曜日を除く。）各日午前９時から午後５時まで
郵送の場合は、令和７年９月２６日（金）までの消印有効

（２）しがネット受付サービスの場合

令和７年９月２６日（金）午後５時まで

（システムの管理運営上の都合により変更する場合あり）

11 受講者の決定

受講申込書を提出期限までに提出した者について、農政水産部畜産課において検討し、受講申込者に対して受講の諾否を通知する。

12 修業試験

修業試験は全科目の講習終了後、省令第 24 条の規定に基づき実施する。修業試験の可否は、判定会議を開催のうえ決定するものとし、合格した者に対し、その旨の証明書を交付する。

13 受講料

38,600 円

※納付方法・時期は受講の諾否通知時に併せて通知する。

14 テキスト

(1) 本講習会では、一般社団法人日本家畜人工授精師協会発行の「家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）」を使用する。

(2) テキストは各自で事前に購入すること。

【テキスト問合せ・購入先】

一般社団法人日本家畜人工授精師協会

〒135-0041 東京都江東区冬木11-17 イシマビル17階

電話番号 : 03-5621-2070

FAX 番号 : 03-5621-2077

E-mail : info@aiaj.lin.gr.jp

テキスト名 「家畜人工授精講習会テキスト

(家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編)」

15 その他

(1) その他講習会を開催するに必要な事項は別途定めることとし、その内容について受講者に通知する。

(2) 受講者としての体面を損じ、または秩序を乱していると主催者が認める場合は、受講を中止させることがある。その場合、受講料は返還しない。

(3) 県内外における家畜伝染病の発生等により、講習会をやむを得ず中止する場合がある。